

整備振興会による取りまとめ好事例（長崎県 対馬市）

<対策を講じる以前の状況>

- ・ 周知が不十分で離島対策支援事業を活用しない事業者が存在
- ・ 不適正な部品取りをしている業者が存在するとの情報もありリサイクルルートに流れない車両が相当数存在した

19年5月にセンターが対馬市を訪問
市・保健所とともに振興会支部長を訪ね
会員各事業者に対し不適正な部品取りを
しないよう呼び掛けを要請

<対策内容とその後の状況>

整備振興会業者の離島支援事業に対する認識向上および市がおこなった重層的広報の成果により、平成19年度の離島対策出えん申請実績が前年比147%と、事業活用が順調に拡大

	第1四半期	第2	第3	第4	年度累計	前年比
	4.5ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	1.5ヶ月	12ヶ月	
平成18年度	236	320	277	143	976	
" 19 "	456	317	331	329	1,433	147%

<取り組みの効果(市担当者の所見)>

①：島内事業者間の監視が進んだ

島内で、不適正な部品取り業者に対する監視の気運が高まるとともに意識向上の結果、放置車両撤去が進むようになった

②：不適正な部品取りの減少

適正処理事業者に使用済自動車が集まるようになり不適正な部品取りが減少した

<重層的な広報により申請台数向上>

…小さな活動の積み重ねにより事業が浸透

【①振興会支部会での周知・アナウンス】

19年5月15日に行われた自動車整備振興会对馬支部の会議で支部長が各会員に対し不適正な部品取りを行わず解体業者に引き渡すよう要請



【②ホームページによる支援制度の広報】

市ホームページの廃棄物対策コーナーをリニューアル
離島対策支援事業に関する情報を充実

❖ 廃棄物対策課コーナー

❖ 使用済自動車等海上輸送費補助制度

■ 使用済自動車等海上輸送費補助制度

使用済自動車引き取ります。庭先や畑などに使用済自動車を放置していませんか。使用済自動車は法律により適正に処理することが義務付けられています。対馬市の海上輸送計画では、次の引取業者に引き渡した場合、海上輸送費の8割が軽減されます。

- ◎海上輸送を実施している業者
 - ※長崎県自動車整備振興会对馬支部会員工場のうち引取業登録業者
 - ※対州海運株式会社環境事業センター
TEL.0920(54) 〇〇〇〇 FAX.0920(54) 〇〇〇〇
 - ※有限会社 ホリカワ産業対馬営業所
TEL.0920(54) 〇〇〇〇 FAX.0920(54) 〇〇〇〇
 - ※山下金属商店
TEL.0920(86) 〇〇〇〇 FAX.0920(86) 〇〇〇〇

- ◎自動車リサイクル法、海上輸送費補助に関する問合せ先
対馬市役所 廃棄物対策課 TEL.0920(53) 〇〇〇〇

※詳しくはコチラから PDF(272MB)

このページのトップへ

【③支援事業ポスターでの広報】

整備振興会支部会員の各事業者へ離島対策支援事業のポスターを配付あわせて支援事業ポスターのお知らせ欄に振興会会員業者が引取り業務を行っていることを明記

同一内容



お知らせ

使用済自動車引き取ります。庭先や畑などに使用済自動車を放置していませんか。使用済自動車は法律により適正に処理することが義務付けられています。対馬市の海上輸送計画では、次の引取業者に引き渡した場合、海上輸送費の8割が軽減されます。

◇◇◇海上輸送を実施している業者◇◇◇

- ※長崎県自動車整備振興会对馬支部会員工場のうち引取業登録業者
- ※対州海運株式会社環境事業センター
電話0920(54) 〇〇〇〇 ファックス0920(54) 〇〇〇〇
- ※有限会社 ホリカワ産業対馬営業所
電話0920(54) 〇〇〇〇 ファックス0920(54) 〇〇〇〇
- ※山下金属商店
電話0920(86) 〇〇〇〇 ファックス0920(86) 〇〇〇〇

◇◇◇自動車リサイクル法、海上輸送費補助

対馬市役所 廃棄物対策課 電話0920(53) 〇〇〇〇

振興会引取登録業者が海上輸送している旨をポスターにしっかり表示